

高校生等教育給付金（県立）

令和6年度 家計急変世帯に対する給付

◎制度の概要

岡山県教育委員会では、国公立高等学校等へ通う高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の「高校生等教育給付金」を給付します。

自己の責めに帰する理由によらない事象により、家計が急変し保護者等の収入が激減した世帯を対象とします。

◎対象となる方……申請日において次の資格をすべて満たす世帯

- 保護者等が岡山県内に居住している世帯
(保護者等のいずれかが海外に居住している場合、及び生徒が児童入所施設入所中の場合は除く。)
- 家計が急変し、保護者等が「道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯^(※1)
- 生活保護方法の規定による生業扶助が行われていない世帯

※1 所得割合算額の見込が非課税の世帯の例（この例に該当しない場合は各校へお問い合わせください）

世帯の人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
世帯の年収見込	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満	4,140,000 円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

◎支給決定方法、必要書類

○家計急変の発生事由を証明する書類等^(※2)により、家計急変発生後の年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

※2(必要書類):①家計急変の発生事由を証明する書類(雇用保険受給資格者証、廃業等届出等)、②家計急変前後の収入を証明する書類(最新の課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細書、税理士作成証明書類等)、③保護者等の扶養親族の人数・年齢確認書類(扶養親族分の健康保険証の写し等)④保護者等全員分の住民票が必要です。

◎申請時期……家計急変後、随時

◎申請方法

○上記の資格を全て満たす世帯は、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等^(※2)とともに各学校に提出してください。

◎申請書類提出先……倉敷工業高校事務室

◎給付額等

世帯種別		給付金額
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	第1子	122,100 円
	第2子以降	143,700 円
	通信制・専攻科	50,500 円

- ・申請は1回です
- ・返済は不要です
- ・令和6年度の住民税所得割が非課税の世帯は、従前通り9月頃にご案内します

○審査が終了次第、通知により支給日等をお知らせいたします。

○7月2日以降の申請の場合は、給付額は申請を受け付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、上表のものと異なります。

◆問い合わせ先

事務室(086-422-0476)へお問い合わせ下さい。

高校生等教育給付金（県立）

令和6年度 新入生に対する一部早期給付

◎制度の概要

岡山県教育委員会では、国公立高等学校等へ通う高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の「高校生等教育給付金」を給付します。

通常の申請時期は9月ですが、希望される新入生の保護者に対し前倒し給付(4月～6月分相当分)を行います。

◎対象となる方……………令和6年4月1日現在で次の資格をすべて満たす世帯

- 高等学校等就学支援金(授業料支援)の支給を受ける資格を有する高校生等(令和6年度新入生)がいる世帯(特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
- 保護者等が岡山県内に居住している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯、または生活保護受給世帯(均等割に課税額があっても所得割が0円の場合は対象になります。)
※4月～6月分は令和5年度の課税額等により確認し、7月～翌年3月分は令和6年7月1日現在の状況をもとに令和6年度の課税額等により確認します。

◎申請方法

上記の資格を全て満たす世帯は、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに各学校に提出してください。

◎提出期限……………6月11日

- 令和6年9月頃にも通常の給付金の申込みがあります。お急ぎでない方は、その時に申請してください。
- なお、今回一部前倒し給付を申請された方で、残りの月数(9か月)分の給付を希望される方は、通常の申請時期(9月頃)に再度申請が必要となります。

◎申請書類提出先……………倉敷工業高校事務室

◎給付額等

世帯種別		早期給付 (4月～6月分)	7月～翌年3月分	合計
生活保護(生業扶助)受給世帯		8,075 円	24,225 円	32,300 円
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を 除く	第1子	30,525 円	91,575 円	122,100 円
	第2子以降	35,925 円	107,775 円	143,700 円
	通信制・専攻科	12,625 円	37,875 円	50,500 円

○年2回に分けて^(※1)、申請のあった指定口座^(※2)に振り込みます。

※1: 4月から6月分は6月～7月、7月から翌年3月分は10月～11月の間に支給予定です。

※2: 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

◆問い合わせ先

事務室(086—422—0476)へお問い合わせください